



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○都市計画の変更・5件(都市計画・モノレール課).....	1
公 告	
○環境影響評価書の縦覧(都市計画・モノレール課).....	2
収用委員会事項	
○公示送達.....	3

告 示

沖縄県告示第230号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 都市計画の名称 1・3・1号那覇空港自動車道
- 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 追加する部分 なし
 - 削除する部分 なし
- 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第231号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 都市計画の名称 3・3・18号黄金森公園線
- 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 追加する部分 南風原町字喜屋武、字照屋及び字山川
 - 削除する部分 なし
- 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第232号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1・4・2号南部東道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 南城市大里字高平及び大里字仲間並びに南風原町字喜屋武及び字神里
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1・4・1号南部東道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 南城市大里字高平
 - (2) 削除する部分 南城市大里字高平並びに南風原町字喜屋武、字照屋、字山川及び字神里
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画公園を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 9・6・1号宮古広域公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 宮古島市下地字与那覇
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第23条第2項の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第24条の規定により、次のとおり当該評価書を縦覧に供する。

令和2年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画決定権者の名称 沖縄県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 宮古広域公園整備事業
 - (2) 種類 スポーツ若しくはレクリエーション施設の建設又は変更の事業
 - (3) 規模 約50.2ヘクタール
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域 宮古島市下地字与那覇の一部
- 4 関係地域の範囲 宮古島市下地字上地、字嘉手苅、字川満、字来間、字洲鎌及び字与那覇
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場所
 - ア 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - イ 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地
 - ウ 宮古島市建設部都市計画課 宮古島市下地字上地472番地39
- (2) 期間 令和2年4月24日から同年5月25日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課企画班又は沖縄県土木建築部宮古土木事務所都市港湾班

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第3号

収用しようとする土地 沖縄県石垣市字盛山南ウロン95番
土地所有者 不明ただし、土地登記簿表題部所有者 字盛山9 家族崎山マハツ相続人
土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

県道石垣空港線道路改築事業裁決申請等事件その2に係る令和2年4月9日付けの裁決書
（注意）上記書類を受領しないときは、令和2年5月6日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和2年4月24日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
-------------------------------------------------------	------------------------------------------------------